

## 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時:平成21年(2009年)7月29日(水)

14時00分～16時30分

場所: コラボしが21 中会議室2

出席委員:

11名中9名出席

出席:生駒委員、岩田委員、岡田委員、須藤委員、檀上委員、寺田委員、濱崎委員、増田委員、  
松井委員

欠席:深町委員、松山委員

議題:

1. 県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)
2. 県指定湖南省三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)
3. 県指定御池岳鳥獣保護区の指定について(諮問)
4. 県指定三島池鳥獣保護区の指定(区域の拡大)について(諮問)
5. 滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の変更について(諮問)

議事概要:

事務局:

定刻となりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。

開催にあたりまして、自然環境保全課長から一言ご挨拶申し上げます。

課長:(あいさつ)

事務局:

議事に入ります前に、当部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第3項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は委員11名中、7人の出席を頂いております。御欠席をあらかじめ連絡いただいておりますのは、2名ですので、後の2名は、遅れて参加されるものと思っております。

したがって、本日の自然環境部会が成立していることを御報告させていただきます。

それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧を付けてお

りますので、御確認をお願いいたします。

本日の議題については5件ございますが、大きく分けると2件ございまして、一つめのグループにつきましては、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定、再指定について、でございます。二つめは、滋賀県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の変更について、でございます。これらの議題につきまして、御審議いただきたいと思っております。

進行につきましては、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第2項の規定により部会長が議長となると定まっておりますので、部会長、よろしくをお願いいたします。

部会長：

わかりました。では、お手元の議事次第に従いまして、審議に入りたいと思います。一つめの議題の、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定、再指定についてですが、4つの鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区について審議会に諮問がなされています。そして、当部会に意見を求められていますので、まず事務局より一括して説明をしていただき、順番に審議を行いたいと思います。では事務局、説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

三島池鳥獣保護区について、区域拡大に係る理由および公聴会調書の中に、給餌という単語が出てくるが、これは、いわゆる給餌ですか。餌を与えるわけではないなら、採食という単語を用いるのが適当ではないか。

事務局：

餌を与えるというつもりは全くありませんので、訂正いたします。以前は、三島池の近くの中学校が、教育の一環で餌を与えていましたが、我々の方からお願いしてやめていただいております。むしろ人は餌を与えないということが最近は主流になっておりますので。

委員：

分かりました。もう一つ、希望が丘特別保護地区についてですが、アオハヅクとなっておりますが、アオバズクが正しい表記です。

事務局

失礼いたしました。訂正いたします。

部会長：

三島池鳥獣保護区について、カラスという表記があるが、カラスという種名の鳥はいないのですが、どの程度詳しくする必要があるのでしょうか。

事務局

カラス類とするか、具体的な種名を記述するか、いずれにせよ正確に表記するように訂正いたします。

部会長：

あと、ニホンザルについても、サルと表記されていたりするので、そのあたりもお願いします。

事務局：

わかりました。訂正いたします。

委員：

鳥獣保護区47箇所をまとめた地図はありますか？

事務局：

ありますが、現在手元にはありません。申し訳ございません。ハンターマップという形で、色分けされた、分かりやすいものを作っております。

委員：

三島池鳥獣保護区について、今回は拡大ということですが、拡大部分に関する説明ではなくて、生息する鳥獣欄を見ていると、従来区域の三島池を中心とした鳥獣が書かれている。拡大部分の説明がうまくできているのかな、というのが気になりましたが、いかがですか。

部会長：

事務局説明では、キジの放鳥のことも言っておられましたね。これは拡大区域で行っているのでしょうか。

事務局：

キジの放鳥については、特別保護地区の部分で行われていますが、三島池ビジターセンターの方の調査によると、新幹線より南にはほとんど行っておらず、従来区域より東側の川や竹やぶなどで繁殖していたり、鳴き声を聞いたりした、ということでありました。

また、キジだけでなく三島池に集まってくるマガモ等の採食場所としても、東側の拡大部分が利用されているということもあり、拡大しよう、という議論につながったところです。

委員：

三島池にいるカモ等が、拡大部分の水田地帯で採食をしている、そういう説明ですね。わかりました。

事務局：

先ほど、中学校で給餌をやめた、という話がありましたが、その結果、三島池だけでは足りず、周辺の田へ行って採食をすることが多くなった、という話も聞きました。

委員：

元々、このあたりは、市街地であり、狩猟できる場所ではないですね。そこをあえて採食できる田があるから、そこまで拡大した。それだけの理由ですね。

事務局：

もともと三島池の周りで狩猟をするようなハンターはいませんが、ここを指定している意味を考えると、東側の部分まで含めて指定した方がいい、ということです。

委員：

ここは、割と猿の遊び場になっているのですが、そういう意見は、ありませんでしたか。

事務局：

特に獣害の話はありませんでした。米原市の担当に状況を聞いたところでは、猿の捕獲実績はあるものの、区域の西にある集落であり、更に西の区域外の山林に主に活動域のある群れであり、指定区域には影響がないということでした。

委員：

そうですね。わかりました。

事務局：

猿は狩猟鳥獣ではなく、保護区との関連がないので、そういった意見もなかったのではないかと思います。

部会長：

三島池以外では、何かありますか。

委員：

御池岳鳥獣保護区について、先ほどの説明では、猟区を保護区へ、ということでしたが、鈴鹿方面では、土山を中心に猟区が多くありますね。今後の猟区のあり方として、行政はどのような方向へ進んでいくのでしょうか。

事務局：

県として、猟区を拡げたいとか、やめたいとか、そういった全体的な方向性は持っていません。猟区は、これを設定しようとする市町等の申請により県が認可をする、という制度になっています。

委員：

行政としての方向性はなしということですね。

事務局：

鳥獣保護法上、県としてここを猟区にする、と決められる制度にはなっていません。各市町等が管理する、という申請によって設定されますので、滋賀県として統一的に猟区はこうである、という方針を設定するような制度ではありません。

今回の件については、猟区としては持ちきれないという地元の声がまずあり、解除するだけではいけない、という折衝を続けた中で、最終的に猛禽類がいそうな所については、新たに猟区ではなく保護区にしよう、と決まったので、ケースバイケースになります。

委員：

分かりました。それを聞いて非常に残念なのですが、御池岳の非常に重要な部分が保護区に指定されるということで、我々にとって非常に画期的だなと思っていたのですが。

指定区域は民有地が多いのですか。

事務局：

全て民有地です。

委員：

そういう意味が強いのですかね。県の方向性として、猟区は保護区へ変えるというような形で引っ張ってくれたのかと思っていたので残念です。

事務局：

今回の件については、先ほどお話ししたような経緯でうまくいった、ということですが、県内全てこのようになる、ということは、県としては言いにくいところです。

委員：

要望としては、チャンスをとらえながら、今回のような方向へ指導して頂きたいと思います。

事務局：

地元関係者もたくさんいる中での制度ですので、我々の思いも伝えながら、そういった調整は引き続きやっていきたいと思います。

委員：

特別保護地区の2箇所についてですが、両者ともレジャー的なものが隣接していますね。そういったところで、特別保護地区ぎりぎりの所に工作物の設置などがあった場合に、規制できるのか、というところが気になったのですが。周りが山であったら、指定に納得できるのですが、隣接地域にレクリエーション施設やゴルフ場があって、指定目的が達成できるのか、というところが気になります。

事務局：

特別保護地区を指定しようとする場合には、線引きした内側では一定規制がかかり、その外側では規制はかからないこととなります。ですから、新たに指定しようとする場合には、ここから先は開発されないようにしよう、というところで線引きを考えます。また、指定目的には、身近な鳥獣とふれあえる、という目的もありますので、公園等の施設に近い場所になってしまって、その上で、これ以上は開発しないようにしよう、という線引きで落ち着いたのではないかと考えます。

委員

施設が多いと、人が多いところと隣り合わせになるということがちょっと気になりましたので聞きました。

部会長：

バッファゾーン、緩衝帯が設定されていればいいのでしょうか、難しいですよ。

委員：

この区間は工作物が設置できないとか、そういう決まりがあればいいんですが、規制ラインぎりぎりまで開発することもありえますよね。

事務局：

鳥獣保護区に指定されていても、開発はできます。特別保護地区だと開発できないということで、このケースはどちらが先かは分かりませんが、鳥獣保護区が指定された後に開発が進んで、これ以上開発が進んでは困るということでぎりぎりのラインで特別保護地区の線が引かれた、というケースもあるのかな、と思います。

部会長：

他に何か意見はありますか。

部会長：

御池岳は新設ということですがけれども、鈴鹿国定公園との関係はどうなっていますか。半分以上国定公園にかかっていますよね。猟区から保護区に変わったことで、どのようなメリットがあるのでしょうか。

事務局：

保護区を設定することによる規制は、狩猟ができない、ということだけですので、冬場、狩猟鳥獣だけでなく、それ以外の鳥獣にとっても、狩猟される方が中に入ったり、銃声がしたりといったことによって生息環境が脅かされるということが無くなる、ということになります。

部会長：

猟区であれば、お金を払えば入れる、ということですね。

事務局：

そうです。

部会長：

この続きの区域についてはどうなっていますか。鈴鹿山系の南の方、北の方など。周辺の状況が分からないので。猛禽類などは、広い範囲で生息しますので、保護区は広ければ広いほど良いので、続きの区域にも拡げていけるような取組ができればいいと思います。

事務局：

はい。今回は先ほど申し上げた経緯で何とかここを守れたので、引き続き御指摘を踏まえてさらに考えていきたいと思います。

委員：

その関連でいうと、御池林道が走っていますが、その西側、多賀町との間の区域はどうなるのですか。猟区のままですか。一般の狩猟区域になるのですか。

事務局：

一般の狩猟区域になります。こちらの思いとしては、その区域も含めて指定したいということで、地元の東近江市も含め折衝に入っていただきましたが、地元との意見が折り合わず、御池林道から東側での指定となりました。

委員：

猟区だったところが一般の狩猟区域になったのですか。

事務局：

いえ、もともと猟区も御池林道から東側だけでした。御池林道の西側は前から一般の狩猟区域でした。

委員：

林道の西側の指定について地元と意見が折り合わなかった理由は聞いていますか。

事務局：

元々猟区だった区域であれば保護区に指定しても構わない、という意向であったので、林道の東側だけの指定になっています。

委員：

できれば本当はこの区域は開発規制がかかるような網掛けをして欲しいような区域ではあるのですが。

事務局：

開発行為については、自然公園区域がかかっているところについては、規制がかかっています。いずれにせよ、現状ではアクセスする道さえ少ない所ですが。

委員：

特別保護地区というのは、伐採も禁じられているのですか。里山の管理などで伐採する時に支障はありませんか。

事務局：

禁じられてはいませんが、一定以上の行為は許可の対象になります。農林業や里山管理の関係は許可されると思います。

部会長：

特にこれという意見がないようでしたら、修正は軽微な字句変更だけですので、それをした上で答申ということにしたいと思います。

部会長：

それでは、次の議題に移りたいと思います。滋賀県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の変更について、事務局より説明願います。

事務局：(説明)

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

部会長：

結局、推定の方法が悪かったか何かで、平成 16 年度に 26,500 という数字が、平成 19 年度でも 26,300 頭だったということで、平成 16 年度はもう少し少なかったということが一つ、それから、今の増加率や捕獲水準でいくと 44,000 頭くらいになってしまうから、獲る数を増やそう、という



のがもう一つ、ということですね。数字がややこしいですね。

委員：

そもそもの推定方法について簡単に説明していただけますか。

事務局：

策定当初は、サンプリングでいくつかのメッシュの生息数の調査をして、目撃情報等を基に、メッシュごとにかげ算して、全体の生息数を出していました。今回見直しの際には、糞塊密度の経年変化から、それぞれの年の捕獲数などを勘案して全体の生息数を推定しています。したがって、シカに限らず野生動物の生息数の推定は難しいのですが、経年変化の蓄積がある分、今回の推定の方が、精度が高くなっています。

委員：

実際は、その方法で県内どれだけの密度でくまなく調査がされているかということが重要だと思うのですが、そのあたりはどうですか。

事務局：

調査のエリアについては、まんべんなく県内全域を網羅しております。

部会長：

妊娠率なんかのパラメーターで変わってくるので、26,300 頭と書いてあっても、本当はプラスマイナス何千頭というのが付いているわけですよ。そういう意味では初期の数字も誤差の範囲に入っているかもしれませんね。

委員：

捕獲数の内訳はどこかに載っていますか。

事務局：

本文の 28 ページに載っています。

委員：

有害と狩猟でどれだけ獲っているか、ということと、狩猟期間を延長したらどれだけ増えるだろうとか、そういうのもシミュレーションした結果、対策として猟期を延ばすということになったのでしょうか。

事務局：

猟期を半月延ばしたらこれだけ狩猟による捕獲が増えるだろうというシミュレーションまではできていません。ただ、有害と狩猟による捕獲数を比べていただくと、月当たりの捕獲数は、狩猟

の方が多くなります。このことから延長をしたいと考えているわけですが、延ばす日数については、科学的にあと半月延ばしたからいける、ということではなく、猟期を延ばすのはこれが限界だろう、これ以上延ばすと、山には入る人も増えるため、安全性に問題があるだろう、ということで設定しています。

委員：

法定ぎりぎりの4月15日まで延ばすという意見はありませんでしたか。

事務局：

北海道であればともかく、温暖な当県では難しいと思います。

委員：

是非とも言うておかなければならないことは、県境の山岳地帯は、御存知のとおり、イヌワシ、クマタカの生息エリアで非常に大事な部分なのですが、それが2月15日で猟期が終わるのか、2月末で終わるのか、3月15日にずれ込むのかは、非常に重要な問題です。イヌワシ、クマタカにおいてはテリトリーが確定されて、巣作り、抱卵が始まっています。足元で鉄砲がなるというところで、前回の議論の中でも、2月末までの延長でも非常に厳しい状況であると言ってきたわけですが、それが3月にずれ込むというのは、猛禽類の繁殖シーズンと重なるという意味において大問題であるということになります。今までの協議メンバーを見ていると、そういった関係の人がおられなかったようで、いとも簡単に後ろに伸びていったなと思い、専門家にも意見を求めてメールをしたのですが、やはり猟期が延びるということは大問題なので、再考願いたいという意見も入っています。イヌワシ、クマタカの抱卵時期、造巣時期と重なっているため、繁殖活動への影響はかなり大きいと思われます。3月に入る延長は大きな問題があるということですが、そのような議論はここに至るまでに何かされましたでしょうか。

事務局：

猛禽に特化した議論というのはこれまであまりしていないです。この件に関しては他の委員からも色々ご発言を願えればと思います。

委員：

鳥猟と違い、大物猟となると、みだりに発砲することはほとんどありません。グループで猟をしますので、だいたい12~14人くらいのグループでやることが多いのですが、待ちの場所を決めて、勢子が獲物を追いだして、その待ちにかかったやつを撃つということですから、1回のチャンスで撃つのは連発銃で最高5発ですから、カワウに1日100発撃つようなやり方とは異なります。チャンスがあれば撃つ、という程度です。私は猛禽類のことはあまり詳しくありませんが、近くに猛禽類の営巣地があれば別ですけれども、猛禽類がいるから狩猟期間の延長は全部だめ、という理論にはちょっとならないのでは、と思います。

部会長：

どのくらい影響する範囲があるのでしょうか。というのも、私もよく分からないところがありまして、猛禽類はそういったことに非常に敏感で、営巣をやめるとかそういうことが言われているわけですが、一方ダム建設などで、発破等の時期を考慮してやったりするわけですが、それをやっても、そこで今年は営巣しているという話もあったりするので、何が本当なのか、関係性についてコンセンサスがあるのかということを知りたいのですが。

委員：

たとえば、そういう場所でやむを得ず有害駆除を実施するとなれば、条件を付けて制限することはできますよね。有害駆除であればそのような形で条件を付けてもらうことができますが、狩猟の場合は不特定多数のものが入ってきますから、出猟カレンダーなどを配布するときに、そういう注意事項を盛り込むという方法はできますよね。

事務局：

たとえば、3月に入ったら、委員が懸念するようなことがあるから、山奥に入る場合には気をつけてくださいというような、注意喚起をすることはできると思います。

委員：

猟期を延長するということと、有害駆除をすることとの差は、どのあたりにあるのかということがよく分からないのですが。猟期を延長せずとも、有害駆除でやるというのではダメなのですか。

委員：

有害鳥獣駆除の場合は、場所や期限を前もって決めることができます。また、被害のある鳥獣に限られていますので、それ以外は獲れない。シカやカワウは、捕獲の効果を高めるということから、獲った人に対してある程度補助金が出される場合があります。すると、県としては獲って欲しいけれども、予算が限られてくる。県も財政難なので、そのあたりも勘案して、苦肉の策として延長を考えておられるのかな、と思っているのですが。

事務局：

そこは、今までからも御説明しているとおり、県の補助金なり交付金なりを節約したくて猟期の延長を考えているというわけではありません。今年度もシカの個体数調整の捕獲として市町に補助金を出していますが、県の予算で捕獲する分としては目標頭数を下げていません。また、来年度、この計画が認められれば、捕獲の目標も上がりますので、それへの対応については、予算的な部分もしなければならぬということで、今後厳しい中どのようにして予算を獲得できるか考えなければならぬと思っております。一方で、効率の問題として、有害は人や頭数や期間を決めて許可を出すという制度である一方、狩猟は、不特定多数のものに捕獲を許す、という制度ですので、実績として一月当たりの捕獲頭数としては狩猟の方が、数が多く獲れるということから、もちろん、有害捕獲、個体数調整による捕獲のための財政措置含めて、頑張りますけれども、それだけではな

くて、猟期延長というツールも一方で使わせていただきたいということです。特定計画としては、行政計画ですので、予算上の話は、単年度で組むものですから、中期長期のこういった計画では、なかなか書けませんので、結果として猟期延長のことだけが出てきてしまうのですが、もちろん政策としては、予算措置ということもあわせてやっていく、ということで御理解を頂きたいと思ます。

#### 委員

ひとつ、林業ということでお話しさせていただきたいのですが。計画目標を達成できないということで、新たな目標を立てられて、年間捕獲目標とかを設定されているわけですが、これは、必ず担保するという方法はないとは思いますが、絶対に実行していただきたい。というのは、林業面から見ると、シカに食われるから木を植えるのをやめよう、という状態です。もともと木材価格が低迷していて、国も補助を出して、やろうというのですが、防護ネットや防護柵というのは、一時しのぎにしかありません。雪や風で簡単に倒れてしまいます。従来から経費がかかるのに、さらに防護ネットなどの費用をかけてやろうという人は、今はほとんどいないと思います。シカは、山に行くと我々でもしょっちゅう見ます。捕獲が一番効果があると思います。全体数が多ければ、いくら集落で守ろうとしても無理です。出てきますから。そういう意味でも、捕獲目標の達成に向けて、ご努力をお願いしたい。

#### 事務局：

はい。努力させていただきます。一点補足させていただきますのですが、個体数管理は非常に重要な対策なのですが、この計画でも先ほど御説明したとおり、これのみに頼るという計画にはなっておりません。被害防除も、集落等も含めご努力いただきたいと思っていますし、生息環境の整備ということで、森林の整備といったこと、この3本柱というのが、この法律に基づく特定計画の特色でもございますので、もちろん、個体数管理について、全力を挙げて頑張りたいと思っていますが、被害防除、生息環境整備というのもあわせて進めていくということだけは、御理解を頂きたいと思ます。

#### 委員：

猛禽類の話に戻ってもいいでしょうか。本当にどんな影響があるのか、という質問が部会長からありましたが、イヌワシ、クマタカになると、かなり知能が高く、その分、個体差も大きくなります。狩猟による影響を専門家に聞かれたとのことですが、その方はおそらく狩猟のことを詳しくご存じないので、そのような意見になったと思います。私の意見としては、銃よりもむしろ勢子が山で半日、1日獣を追っているときに、近くに巣があった場合、繁殖に失敗するということが、なきにしもあらず、だと思ます。それは、そういったことをすごく気にする個体であれば影響するだろうし、逆に、そういうものを見て、これは獲物がくるぞ、ということで、ハンターが来たらそれをきっちりと冷静に見て、ハンターが捕った獲物の所に行こう、という個体もある。ですから大きな個体差があり、通り一遍に言えないのです。発砲というのは、1日歩き回って、一回も発砲しないということもありますから、そんなに多く撃つわけではありません。ただ、ある一定の人数が山

に入って騒ぐといったときに、場合によってはそういうことが起こる、ということは否めないと思います。このシカの問題と猛禽類の問題で他府県、特に北海道で色々捕獲が進まないことの要因の一つになっています。シマフクロウなどの問題もありますが。そういったことをどうやって解決していくのか、というところで、猛禽類の専門家も、シカの管理計画を立てる際に検討に加わってもらい、一緒に練っていくというのを3年くらいやっておられます。あとは、新潟で春熊の猟をやっているのですが、時期としてはよりイヌワシなどに影響してくるので、そこでは、それぞれの地域のハンターのグループと、猛禽類の観察者のグループが毎年一緒に会って、今年、この谷では猟はやめてもらえるかな、じゃあ今年はこっちの谷でやるよ、といったことを話し合う場を持ちつつあります。そういったことをやっていかないと、シカのこともおけないし、猛禽類のことも情報交換をある程度しながら、広く知らせるということではできませんけれども、地域ごとのつながりであれば、だいたい分かっているようなことなので、今年をあそこは気をつけて、とかそういうレベルの情報交換の場を持っていかなければ仕方がないかなという印象を持ちました。

事務局：

委員、ハンターの立場からはどうですか。

委員：

県の方には協力しますが、先ほど財政難で予算を削るのではないという耳寄りな話を聞きましたので、予算をあまり削らないでやっていただけたら、会員も喜ぶと思います。市の方が予算を削ってないのに県が削ったというようなことを聞くことがありますので。

事務局：

今年の予算は、特にメスは単価を上げてメスをたくさん獲って欲しいという予算に組み立てています。

委員：

例えばシカの場合に、市が予算を1万円つけているのに、前は市も県も一万円ずつだったのに、県は7500円にされた、ということがありましたので。

事務局：

それについては、鳥獣被害防止特措法において、被害防止計画を樹立した場合、国からの援助が増えるということで、県も市も助かるということでやったものです。県も決して後ろに引いているわけではないということで御理解を頂きたいと思います。ただ、予算は単年度で決まりますので、今年も折衝をしないとイケないのですが。

部会長：

予算を取った分については、消化しきれているのですか。

事務局：

昨年度のシカの補助金については、予定していた 1600 頭分を使い切りました。

部会長：

それでは、それを元にもっとたくさん請求するということはできるのですか。

事務局：

今年度からは、自治振興交付金のメニューに組み入れられたため、事業ごとの配分は市町に委ねられています。ただ、多くのメニューの中で、シカは重要なメニューに位置づけられています。

部会長：

有害捕獲に従事していただいている方は、安心してできるのではないのでしょうか。

事務局：

猛禽類のことは、注意喚起を狩猟者とも協力してやっていくというようなことを模索したいなと思っています。

委員：

今は、イヌワシ、クマタカはこのような時期です、こんな風です、まだヒナが小さいので、そばであんまりいると死んでしまいますとか、そういうことを知っているだけでも違うと思います。

事務局：

そうですね、一般的なイヌワシ、クマタカに関する知識をまずハンターに知ってもらうということが重要ですね。

委員：

この話を持ち出したのは、2月15日が2月末になって、次は3月15日まで来ました、次はどこまで行くのか、ということが心配で、皆さんの考え方の中できちっとしたものを持ってもらわないとなし崩しになる、ということがあったので、困難を承知でもちだしたのです。

あと一点あるのですが、3年前に作った計画が、非常に優秀な計画なわけで、さんざん議論を重ねて作った計画ということですが、それでは、17年度は目標頭数に対してどうであったか、数字が出てきますね。例えば、6500頭が目標だったとしたら、3000から4000頭くらいしか捕獲できていないというのが結果になりますね。それならば、これは成り行きで仕方がないと、それで18年度が来るわけですね。すると、前の年に達成できなかった分が、普通の企業でしたら上乘せされて更に負荷がかかった形で計画に合わせていくのですが、18年度も未達でした、19年度にしてそろそろまとめをしなければいけないということで見直した結果、根本から考え直さないとこれはえらいことになるぞ、と、こういうことの繰り返しに見えてしまうのです。そのあたりの反省を踏まえて、今度の一年はどのようにされるのでしょうか。この延長線で考えると、あと増える可能性が

あるのは、3月の1日から15日の分であると。それ以外はどうやって捕獲数を確保するのですか。そのような計画の実行性に不安があるのですが。林業関係の委員が言われていたように、林業にとっては死活問題だ、生活がかかっているという話がある中で、成り行きだ、しょうがない、結果は結果でしかないという繰り返しがあると、滋賀県の計画書はいつも立派だけれども、実行がともなっていないなという意見が、また出てしまうと思うのです。

部会長：

しかし、数字は当然そのようになりますが、自然が相手ですから、そんなに簡単に行くものであれば、とっくに済んでいるわけですよ。

委員：

新しい知恵が、何かプラスされないといけないと思うのですが。

部会長：

例えば、県民の2人に1人は狩猟免許を取得してもらって、というようなことをしない限り難しいのではないのでしょうか。狩猟をしてくれる人の数が少ないわけですから。狩猟以外の方法で効率的にやることができるのであれば、減らすことはできるかもしれませんが、それができないから、このような取組をやっているのであって、今はとにかく最善を尽くしているということしかないでしょう。

委員：

そうすると、計画は計画でしか無くなってしまいますね。

部会長：

これは、目標ですから。これだけやったら、数年後にはこれくらいになる可能性があるというだけであって、目標を達成してそれが最低限ということですよ。目標以上やらないと、これはたぶん減らないでしょうね。

委員：

先ほどの事務局の説明を聞くと、有害で行う部分は目標を達成していて、目標に達していない分は、狩猟による分が足りていないととれるのですが、そういうことですか。

事務局：

必ずしも2元的な話ではないと思います。ハンターが獲りたいと思う数は、多少上下することはあっても、ある程度一定であると思います。その中で、いかにもう少し頑張ってもらおうかということを考えるだけで、狩猟の方に帰責されるというわけではないと考えています。有害の数が増える一方で狩猟の数が減っているという現実問題があるので、狩猟をどう活性化するかという話と、全体の頭数をどう増やすかという話、両方やらないといけないと思います。どこか一つに要因があるわけではないというように分析しております。

委員：

それは分かりますが、計画の中の目標数を増やすための対策として唯一明確に挙げられているのは、狩猟期間の延長ですね。例えば、効率的な捕獲方法を学習するための勉強会を開催するといったようなことは書いていないですね。いかに数を増やすかということの猟期延長以外の努力というのは、他にはないものだろうか。インセンティブを上げるということで、予算を積むということもあって、計画には書けないのかもしれませんが、予算を積み増せば増えるのか、いや、いくら積んでももう増えないだろう、もう限界が来ているとみているのか、そのあたりをもう少し戦略的なものを持っていないと、どんどん目標頭数は変更で増えて行くのに、依然として実績は一緒ということになりかねないのではないのでしょうか。

事務局：

猟期の延長だけに頼るということではなく、先ほども申しましたように、予算措置で何ができるか、というところも引き続き頑張りたいと思っておりますが、行政計画に予算措置のことはなじまないでそこは書ききれない、というところが一点あります。また、それ以外に何かあるのか、ということですが、計画案の36ページを御覧頂きたいのですが、体制の話を書き込んでおります。「その他目標達成のために推進すべき事項」として、概要の説明の際も申しましたが、農林業者によるわな免許取得の促進、特に高島などではわりと農家の方が免許を取得される事例が増えていると聞いております。もう一つは、シカの密度が高いところにハンターがたくさんいるとは限らない、という状況がありまして、例えば高島市朽木などは、森林面積も多くシカがたくさん生息していますが、猟友会の朽木支部はそんなにたくさんいるわけではないです。他方で、大津の支部などは、人はいっぱいいるけれども、狩猟対象となる森林は少ないです。そういったところで、もちろんそれぞれに支部がありますから、色々調整してそれぞれで合意するということは必要ですが、そういったことを前提として、疎密あるところを何とか融通し合って、より効率的にみんなががんばれる体制というものができないか、これから努力していてもいいのではないか、というところを記述しております。記述にあたっては、猟友会にも検討に加わっていただいている中で書き込んでおりますので、こういったことも含めて、色々やっていきたいと考えております。

あとは、昨年度から実施しております、メスジカコンテストについても記述しておりまして、大物を獲った方には知事賞を授与する、ということをしておりまして、今年度も継続して行いたいと考えております。

とにかく、試せる手は色々試したいと思い、やっております。

委員：

36ページに書かれていることはとても重要なことだと思います。さきほど、農林業被害もひどい、ということがあったので、たとえばあそこを守りたい、大変なことになってしまうという箇所があった場合に、私の知っているところでは、御池岳の近辺に、もうちょっとしたら大台ヶ原のようになってしまわないかと危惧する箇所があるのですが、そういったところを的確に把握して、じゃあそこに集中的に個体数削減をするためには、どのような体制を組んでいったらいい



いか、とか、もうちょっと全般的な、もやっとしたことではなくて、あそこあそこあそこあそこ、というような箇所を戦略として作って、そこに人を投入していくためには、どうしたらいいか、というようなものが必要ではないでしょうか。そこまでをここに書くべきではないかもしれませんが、そういったことがないな、という感じを受けました。

植生被害のところも、書かれてある2箇所以外にも、伊吹山のお花畑など、他にもたくさん被害は出ていると思います。象徴的なところをもう少し書き込んでもいいのかなと思います。全般的なことではなくて、もっとリアルにあそこ、というようなことをして欲しいと思います。

事務局：

おそらくこの計画を、具体化していくにあたっては、そういった個別具体の議論をやっていく必要があると思います。

委員：

北海道では、観光ツアーのような形態で、エゾシカ撃ちをやっていると聞いている。初心者が行っても、2頭くらい獲れるという話を聞きました。

事務局：

当県でも、京阪神地区からの入猟者が結構いますね。高島などへ入猟されるようですね。

委員：

朽木は、森林が多いのに、支部は10人くらいしかいない。

委員：

朽木のハンターはシカ以外にも獲られるのですか。

委員：

シカの他、イノシシなども獲ります。

委員：

今、私はシカ肉利用の末端を担っているのですが、実は、シカ肉を使ってくれ、朽木のシカはすごくいい肉だから、ということで、それを実際にどのような料理に使うのかということ、県の方とも話をさせて頂いているのですが、今度銀座のマキシムで朽木のシカを使ってもらうようにプレゼンをして、こないだから注文が入ってくるようになったのですが、一般的に鉄分が多く脂肪が少なくヘルシーだということであるので、抗生物質も使っていないので、もっと広く女性の方たちに食べていただいたら特に喜ばれるのではないかと思います。

実際に、ハンターの方が、シカを捕獲されたら、あまりお肉としては使わないのですか

委員：

そんなことはないですよ。私も食べますし。

委員：

食べてはいますけれども、流通ルートが発達してないのです。イノシシの場合はルートがはっきりしていて、業者がハンターのところへ定期的買い付けに来ます。シカは値段が安いので、流通ルートができていないのです。

委員：

買う方からすれば、牛肉と同じくらいの値段で、すごく高いです。1kgあたり4千円くらいになります。そうすると、一般に安くどんどん売れるという値段では無くなります。銀座のマキシムであれば、元々出しているものが高いので合うのですが。例えばもっと滋賀県の人たちに、ヘルシーなお肉だから、食べてもらおうと思うと、きちっとした、菌がないとか、そういった検査が欠かせないと思います。私が仕入れたものでは、毛が付いていたりとか、一回は散弾が入っていたこともありまして、これは鉛で、お客様の口に入ってしまったこともありまして、猟師さんとずっとやりとりをして、弾が入っていたら、二度と使いませんと言ったり、そういう交渉を続けてレベルアップしてきたものが、今商品として成り立っています。

私たちでも、農業被害といいますか、ハーブを植えているのですけれども、シャボンの香りのするような、こんなものは食べられないだろうと去年まで思っていたものが今年は全滅、といったことがあります。なんとか柵などをして防ごうとしています。

もう一方で、お肉のことで協力するのですけれども、これからもっともっと獲れたお肉を末端消費者である滋賀県の人たちがヘルシーなお肉だから、食べましょと、そしたら猟師の人もやりがいが出て、もっと撃って、特に自然を守るためには、こういったことが必要ですという、みんなの認識の元に、豚肉などよりもヘルシーですと、ちゃんと言える状況になって、みんなが食べられて、自然にまわっていくような方法であれば、一頭補助金プラス売れるということならば、やる気が出て、もっと撃ってくださるようになるのでしょうか。

委員：

販売ルートが確立されれば、可能なことだと思います。朽木でシカ肉の加工施設ができたのですが、なかなか売れないという話を聞いています。その加工施設に、大津のシカを買ってくれないかと聞いたことがありますが、朽木のシカで需要がまかなえてしまうとのことでした。

委員：

やはり、値段が高いからではないでしょうか。

部会長：

シカ肉は脂がなくてヘルシーだということですが、野生のものですから、季節によっても異なるのではないですか。

委員：

雌雄によっても違います。シカは、冬には脂が無くなります。夏は、オスジカに脂があって、今のシーズンはいいです。しかし、市がやっている個体数調整事業では、通し番号で、写真を撮って、埋葬して穴に埋めて写真を撮らないと、補助金がもらえないのです。そうしないと、1頭のシカが4頭、5頭になるといけないので、きちっと写真を撮って、頭を左にして、通し番号をうたないといけないのです。解体したから、肉だけとって、皮だけ持って行く、というわけにはいかないのです。だから、個体数調整で獲ったものは、市場には回らないのです。

部会長：

今言われたようなことも含めて、もう少し詳しいことをやって欲しい、それに基づいて何か出してほしいところですね。

委員：

43 ページに、解体処理加工施設のことがきちっと書いてありますね。書いてあるのですけれども、これがちゃんとしていると、捕獲数はどんどん増えると思います。少なくとも、私自身は猟に出ると、「あれを撃ったら冷凍庫がいっぱいで入らない」ということがありますから。撃ったものが、そういった施設にスムーズに持って行けるのであれば、もう少し獲ってもいいんだけど、という人は結構いると思います。

部会長：

そういったところは、県が主導で市町とともにそういった体制を組んでもらうのがいいでしょう。

事務局：

補助金の申請書に添付された写真を見ていると、道があるのか、軽トラの上で獲られているものが結構あります。ですから、山の奥で獲られるという方もおられるでしょうが、道に近いところまでおびき出しておいて、撃つという方が多いのではないのでしょうか。それと、写真を撮ったあと、その肉を利活用されるということは、あってもいいと考えています。必ず埋設しなければならないということではなくて、埋設あるいは持ち帰るということを徹底して欲しいということをお願いしていますので、

委員：

有害捕獲したものを、持って帰って食べてもいいということですね。

事務局：

そうです。

部会長：

そうであれば、ルートを作って、有効に利用するのがいいですね。

事務局：

夏場の方が、腐敗がすみやすいので、注意が必要になりますが。

また、農業の方で解体処理施設に対する補助金がありまして、そういった制度を活用されているところもありますが、聞くところによると、そういった施設もいいのだが、解体したあとの残滓がたくさん出るので、これを処理できる施設を作ったほうがいいのではないか、という話もあります。というのも、残滓の焼却にお金がかかるので、値段も高くなっているということがありますので、そういう部分について、かかる費用を圧縮することに行政として何らか手だてができるのであれば、値段が下げられるのではないか、ということです。こういったことも考える余地があると思っています。

部会長：

色々議論が出て参りましたが、案の修正ということになりますと、猛禽のこと以外は一応記述がある、ということですね。細かい実施体制などの課題はあるけれども、計画案としてはいいだろうと思います。ただし、猛禽の問題については触れられていませんので、これに関しては修正が必要でしょうか。

委員：

できることなら修正して欲しいと思います。やはり猟期においてもっと捕獲ができる方法について、知恵を出して、シカと戦うということを打ち出すことを希望するのですが、もうすでに根が尽き果てた、ということでもうどうにもならないならば、猛禽類への影響をいかに抑えるか、うまく猛禽グループと狩猟者グループとのやりとりができるか、という現場での対応をどうするかという方法を盛り込んで欲しい。

委員：

猛禽類の繁殖に留意して行うといったような一文を加えてはどうでしょうか。

部会長：

最低限、そういうことですね。ではそういった主旨のことを、修正として狩猟期間延長の部分に加えるということで、修正につきましては、これに反映してもらった上で、知事に答申したいと思いますので、文案については、とりあえず私にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

では、本日予定していた議題は以上ですが、他に何かありますか。

委員：

シカ撃ちの銃に関しては、今でも鉛弾が使われているのですか。それから、山に行くと、シカの死体はかなり遭遇します。回収不可能で、行く先で倒れたものもあると思いますが、1日に2,3頭出くわすこともあります。ですから、死体の回収について、猛禽が倒れているものを餌にしますの

で、悪い学習をしないようにということも含めて、死体の回収をぜひきちっとお願いしたいです。それから、将来に向けて、鉛玉の全廃に向けて、方向性をきちっと滋賀県内でも率先して進めて欲しい。その2点をお願いします。

委員：

北海道ではすでに、猛禽類が鉛中毒で死んだということがありましたから、鉛弾の使用は禁止されていますね。ただ、問題点をあえて挙げれば、弾頭が鉛でないと、殺傷能力が低いことと、掃除をしっかりとしないと銃身がだめになってしまうことがある、ということがあります。

委員：

それは古い銃だから、ということもあると思います。アメリカが銃の市場としては一番大きいのですが、そのアメリカでは20数年前から鉛は全面使用禁止になっています。ですから、鉛を使わないと具合が悪いというような銃は普通には流通していないと思います。私自身は、自分で食べるのがいやだから、非鉛弾を使っていますが、そんなに問題は感じません。値段は高いですが。

委員：

狩猟に使う場合は、ライフル銃ですと、そんなに発砲しないですから、一点買ったら買い換えるということはほとんどないですから、古い銃を持っている方も多いですよ。

事務局：

死体の回収については、埋めるあるいは持って帰るということが、鳥獣保護法に規定されていますので、徹底していただくようお願いしていきたいと思います。

部会長：

では、他にありますか。

事務局：(今後の部会の予定と、9/8環境審議会での部会活動内容報告者について)

(9/8は部会長欠席のため、須藤委員が部会活動を報告することで了承)

部会長：

では、その他にはいかがでしょうか。

委員：

シカの個体数調整などで、シカを獲ったら殺すということで、獣医師会として野生鳥獣の治療について委託を受けているのですが、県道、国道でひかれた鳥獣で、死んだものは道路管理の下請け業者が処分しているのですが、生きている鳥獣は処分の対象外ということですが、回収はしないとイケない。そこで、いつもだいたいかかってくるのは土日になるのですが、その時の処理について、

死んでしまうまでは県のものなので、我々のところに持ってきた場合には安楽死処分もしているのですが、それは、下請け業者が全部費用をもっています。その辺を考慮して欲しいなと思うのと、道路管理者が下請け業者に委託しているわけですが、その間の中で、そのような周知ができていない。シカ、サルは処分するということが。そのあたりを周知させていただかないと、ややこしいことになったりしますので。生きているのに何で殺すのか、ということと言われることもありますし。今までは全部県が面倒見る、ということになっていたけれども、土日で連絡が取れないということになると、病院へ持ってこられて、ということがありますので、そのあたりもう少し周知して欲しいと思います。

事務局：

わかりました、周知徹底を図りたいと思います。

部会長：

よろしくお願いします。

他に無ければ、これで本日の自然環境部会を終了したいと思います。委員の皆様には、長時間熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

事務局：

長時間御審議を頂き、ありがとうございました。2つの案件について御審議を頂きましたが、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護区特別保護区の再指定については、諮問のとおりということで、答申を頂きました。また、ニホンジカの特定計画については、文面を部会長と調整しながら、答申を頂きたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上